

2021年3月15日

お客さま各位

株式会社 岩手銀行

インターネットバンキングのリニューアルについて

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当行では、お客さまにより便利にご利用いただくため、またセキュリティ強化のため、以下のとおり個人のお客さまを対象としたインターネットバンキングをリニューアルいたしますので、お知らせいたします。

記

1. リニューアル内容について（リニューアルの詳細については別紙をご覧ください）

- (1) お申込なしでのインターネットバンキング利用開始
- (2) 口座番号でのログイン機能の追加
- (3) スマートフォンでの利用時にワンタイムパスワードなしでの利用可能
- (4) パソコンからのログイン時におけるワンタイムパスワード認証の廃止
- (5) 重要なお取引へのワンタイムパスワード必須化とメール通知パスワードの廃止
- (6) ワンタイムパスワード利用申請時における届出電話番号認証の必須化
- (7) ワンタイムパスワード利用申請時におけるドメイン制限の廃止
- (8) ペイジー収納サービスにおける払込限度額の廃止
- (9) ご利用口座追加登録の即時化
- (10) ご利用口座削除のネット申込化
- (11) 各種パスワード等の初期化機能の追加
- (12) 確認パスワードの廃止
- (13) 住所変更申込時における入力項目の任意化
- (14) 振込時における振込依頼人名の変更機能の追加

2. リニューアル日

2021年4月19日

3. お申込受付の終了について

リニューアルに伴い、2021年4月11日（日）をもって、当行窓口でのお申込（新規申込）ならびに当行ホームページからのネット申込（新規申込・再申込）の受付を終了させていただきます。

インターネットバンキングのご利用を希望されるお客さまは、2021年4月11日（日）までにお申込いただくか、リニューアル後に当行ホームページから利用登録いただきますよう、お願い申し上げます。

4. 規定の改訂について

別途お知らせしておりましたモバイルバンキングのサービス終了ならびに本リニューアルに伴い、以下の規定を改訂いたします。

- ・いわぎんインターネットバンキングサービス規定 ([改訂後の規定はこちら](#))
※改訂前：いわぎんインターネット・モバイルバンキングサービス規定
- ・いわぎん OTP サービス規定 ([改訂後の規定はこちら](#))
- ・インターネット投資信託取引約款・電子交付サービス規定 ([改訂後の規定はこちら](#))

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 岩手銀行 リテール戦略部 小田中・大道口・高橋
電話 019-623-1111 (代表)

以 上

リニューアルの詳細について

1. お申込なしでのインターネットバンキング利用開始

これまで、インターネットバンキングのご利用には事前にお申込手続きをしていただく必要がございましたが、リニューアルにより事前のお申込手続きなく、当行ホームページから初回登録を行うことをご利用いただけるようになります。

なお、初回登録時には届出電話番号認証（※）が必須となります。

（※）届出電話番号認証とは、お客さまが当行にお届けいただいている電話番号（ご自宅または携帯電話）から専用の認証用ダイヤルに電話発信いただくことにより本人確認する認証方法です。

【ご注意】

不正利用からお客さまをお守りするため、70歳以上のお客さまにおかれましては、事前に当行窓口にてご本人さまの利用意向を確認させていただきます。

2. 口座番号でのログイン機能の追加

インターネットバンキングのご利用者さまがログインする際、これまでは「利用者 ID」と「利用者パスワード」の組み合わせによりログインしていただいておりますが、リニューアルにより「インターネットバンキングに登録済の店番/科目/口座番号（代表口座のみ）」と「利用者パスワード」の組み合わせによるログインも可能となります。

これにより、「利用者 ID」を失念してしまった場合でも、インターネットバンキングのご利用を継続することが可能となります。

3. スマートフォンでの利用時にワンタイムパスワードなしでの利用可能

これまで、スマートフォンからインターネットバンキングをご利用いただく際にはスマートフォン向け「ワンタイムパスワードアプリ」（以下「ワンタイムパスワード」といいます）のご利用を必須とさせていただいておりましたが、リニューアル後は、ワンタイムパスワードをご利用されていないお客さまでもスマートフォンからインターネットバンキングをご利用いただけるようになります。

ただし、不正利用を防止する観点から、5. に記載のとおり、「都度指定方式」によるお振込等の重要なお取引にはワンタイムパスワードのご利用を必須とさせていただきます。

4. パソコンからのログイン時におけるワンタイムパスワード認証の廃止

これまで、ワンタイムパスワードご利用者さまがパソコンからインターネットバンキングにログインする際には、ログイン時にワンタイムパスワードによる認証を必要としておりましたが、リニューアル後はこのログイン時の認証を廃止いたします。

なお、5. に記載の「都度指定方式」によるお振込等の重要なお取引の場合は、お取引時にワンタイムパスワードによる認証を行わせていただきます。

5. 重要なお取引へのワンタイムパスワード必須化とメール通知パスワードの廃止

不正利用を防止する観点から、「都度指定方式」によるお振込等の重要なお取引（※）にはワンタイムパスワードのご利用を必須とさせていただきます。

また、重要なお取引にワンタイムパスワードを必須とすることに伴い、「メール通知パスワード」のサービスを廃止させていただきます。

（※）重要なお取引とは不正送金被害などのリスクが高い次のお取引となります。

「都度指定方式」による振込、ペイジー収納サービス（民間企業向け収納）、住所変更、ワンタイムパスワード利用解除

【ご注意】

リニューアル後もお振込をご希望されるお客さまのうち、ワンタイムパスワードをご利用いただけないお客さまにつきましては、ワンタイムパスワードが不要な「事前登録方式」によるお振込をご利用ください。

なお、「事前登録方式」によるお振込のご利用にあたっては、あらかじめ当行窓口にて「お振込指定口座」の登録が必要となります。また、ご登録完了には2～3営業日程度掛かりますので、リニューアル直後のお振込をご予定されている場合は、リニューアル前のお手続きをお勧めいたします。

6. ワンタイムパスワード利用申請時における届出電話番号認証の必須化

ワンタイムパスワードの利用申請時に届出電話番号認証が必須となります。

7. ワンタイムパスワード利用申請時におけるドメイン制限の廃止

ワンタイムパスワードの利用申請時には、アプリダウンロード用の URL が記載されたメールを受け取るためのアドレスをご利用者さまに指定いただきます。

これまで、このアドレスはキャリアメールのドメイン（@docomo.ne.jp や@softbank.ne.jp など）に制限をしておりましたが、リニューアル後はこの制限を廃止いたします。

8. ペイジー収納サービスにおける払込限度額の廃止

これまで、ワンタイムパスワードをご利用されていないお客さまが民間企業向けのペイジー収納を行う際には払込限度額（1日あたり50万円の範囲内でお客さまご自身で設定いただく限度額）を適用しておりました。

リニューアル後は、5. に記載のとおり民間企業向けのペイジー収納はワンタイムパスワードが必須となるため、ペイジー収納サービスにおける払込限度額を廃止いたします。

9. ご利用口座追加登録の即時化

これまでご利用口座を追加登録するには、お申込からご利用開始まで2～3営業日程度掛かっていましたが、リニューアル後はインターネットバンキングからご利用口座の追加登録のお申込をいただくと、即時にご利用が可能となります。

※カードローン口座・外貨預金口座をご利用口座に追加する場合は、インターネットバンキングからはお申込いただけません、当行窓口にてお申込書をご提出ください。

10. ご利用口座削除のネット申込化

これまで、ご利用口座を削除するためには当行窓口にてお申込書をご提出いただく必要がございましたが、リニューアルによりインターネットバンキングからご利用口座の削除申込が可能となります。

※カードローン口座・外貨預金口座をご利用口座から削除する場合は、インターネットバンキングからはお申込いただけません、当行窓口にてお申込書をご提出ください。

※インターネットバンキングからの削除申込後、実際に削除されるまで2～3営業日程掛かります。

11. 各種パスワード等の初期化機能の追加

(1) 利用者パスワード・リスクベース認証の初期化

「利用者パスワード」または「リスクベース認証」を失念してしまった場合、これまでは当行窓口にてお申込書をご提出いただくか、ホームページからインターネットバンキングの再申込を行っていただく必要があり、インターネットバンキングのご利用再開までお時間がかかっていました。

リニューアル後は、当行ホームページからご利用者さまご自身でこれらを初期化できるようになるため、ご利用再開までの期間が短縮されます。

(2) ワンタイムパスワードの初期化

ワンタイムパスワードの利用解除を行わずにスマートフォンの機種変更（修理等を含みます）を行ったことにより、ワンタイムパスワードが利用不可となってしまった場合、これまではワンタイムパスワードの初期化のため、当行窓口にてお申込書をご提出いただく必要がございました。

リニューアル後は、当行ホームページからご利用者さまご自身でワンタイムパスワードを初期化できるようになるため、インターネットバンキングの利用再開までの期間が短縮されます。

12. 確認パスワードの廃止

お振込やペイジー収納のお取引時にご入力いただいている確認パスワードを廃止いたします。

13. 住所変更申込時における入力項目の任意化

これまで、インターネットバンキングでの住所変更申込時には「(変更後) 郵便番号」「(変更後) 住所」の項目が必須入力となっていました。

リニューアル後はこれらの項目が任意入力となるため、「銀行届出の電話番号」のみの変更をお申込いただけるようになります。

14. 振込時における振込依頼人名の変更機能の追加

これまで、インターネットバンキングでの振込時における振込依頼人名は契約者名義(=口座名義)で固定されており、ご利用者さまが任意に変更することができませんでしたが、リニューアル後はこの依頼人名を任意に変更いただけるようになります。

以 上

《いわぎんインターネットバンキングサービス規定》

1. 契約の成立

本規定に基づく契約は、第3条の定めるところによりお客さまが本規定の取引に係る利用登録を行い、当行がこれを承諾した時に成立するものとします。

2. サービスの内容

- (1) 「いわぎんインターネットバンキングサービス」(以下「本サービス」という)は国内の利用に限ることとし、本サービスの契約者は満18歳以上のお客さまに限ることとします。ただし、満20歳未満のお客さまは法定代理人の同意が必要となります。なお、満20歳未満のお客さまは、一部利用できないサービスがあります。
- (2) 本サービスは、契約者ご本人(以下「契約者」という)が占有管理するパーソナルコンピュータ(スマートフォンを含む)等の端末機(以下「端末機」という)を利用し、契約者からの依頼に基づき、振込・振替手続、口座情報の照会や当行所定の取引を行うサービスです。
- (3) 本サービスの取扱時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行はこの取扱時間を利用者に事前の通知をすることなく変更することがあります。

3. 利用登録および本人確認

- (1) 契約者は、本サービスの利用に際して、端末機により「利用者ID」および「利用者パスワード」を当行に届け出ることにより利用登録するものとします。
- (2) 契約者が本サービスにより依頼を行うにあたっては、端末機より「利用者IDまたは代表口座番号」および「利用者パスワード」を当行宛送信してください。当行が認識した「利用者IDまたは代表口座番号」および「利用者パスワード」と、あらかじめ契約者が当行宛届け出ている内容と一致した場合、当行は契約者からの依頼と認め、取引の依頼を受け付けます。

4. 振込・振替サービス

- (1) 振込・振替サービスとは、端末機を用いた契約者からの依頼に基づき、契約者が当行宛届け出た振込・振替サービス支払口座(以下「支払指定口座」という)より指定する金額(以下「振込・振替金額」という)を引落し、契約者が指定する当行の本支店または当行以外の金融機関の国内本支店の預金口座(以下「入金指定口座」という)宛に、振込または振替を行うサービスです。なお、当行以外の金融機関宛のうち一部の金融機関宛の振込については、取扱できない場合があります。
- (2) 入金指定口座への入金、次の各号の方法で取扱います。
 - ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店内の場合は、「振替」として取扱います。
 - ② 支払指定口座と入金指定口座とが異なる当行本支店の場合、または当行以外の金融機関の本支店の場合は、「振込」として取扱います。
- (3) 1日あたりの振込・振替金額は、本サービスのお申込み時に当行が支払指定口座毎に設定させていただく上限金額の範囲内とします。なお、契約者は当行所定の範囲内で上限金額を変更できるものとし、上限金額の変更は所定の方法による届出にて行うものとします。また、当行は契約者に事前に通知することなく1日あたりの振込・振替上限金額を変更する場合があります。その場合、契約者は届け出た上限金額を変更できるものとします。
- (4) 振込・振替サービスの依頼方法は以下の通りとします。
 - ① 契約者があらかじめ当行所定の方法により当行宛届け出した入金指定口座への振込・振替(以下「事前登録方式」という)を行う場合は、受取人番号、振込・振替金額、振込指定日等の所定事項を所定の手順に従って当行に送信してください。
 - ② 契約者があらかじめ当行宛届け出していない入金指定口座への振込・振替(以下「都度指定方式」という)を行う場合は、振込先の金融機関、店舗名、預金種目、口座番号、受取人名、振込・振替金額、振込指定日等の所定事項を所定の手順に従って当行に送信してください。
 - ③ 契約者が当日中に振込・振替を行う場合は、事前登録方式の方法により当行所定の時間内に送信してください。
- (5) 振込・振替サービスの依頼は以下の各時限までに当行に到達するように送信してください。なお、当行は契約者に事前に通知することなく各時限を変更することがあります。
 - ① 当日中に当行普通預金・貯蓄預金宛の振込・振替の依頼を行う場合または他行宛の振込の依頼を行う場合は0:00~23:59の間。(事前登録方式の場合)
 - ② 当日中に当行当座預金宛の振込・振替の依頼を行う場合は0:00~15:00の間。(事前登録方式の場合)
 - ③ 都度指定方式の振込・振替依頼を行う場合は振込指定日の前日23:59まで。
- (6) ご依頼の内容が確定した場合、当行はその旨の通知を契約者に送信し、支払指定口座から振込金額または振替金額を引落し、当行所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。また、振込・振替予約の場合は、指定日の5営業日前から前営業日の間に操作していただき、指定日当日に支払指定口座から振込金額または振替金額を引落し、当行所定の方法で振込または振替の手続きをいたします。
- (7) 当日日付の振込・振替の場合、その確定後に取消・変更はできません。また、その確定後に取消・変更が必要な時は、支払指定口座のある当行本支店に所定の組戻依頼書を出し、組戻手続を依頼してください。組戻手続には、当行ホームページに記載の組戻手数料をいただきます。なお、端末機による組戻手続はできません。
- (8) 翌営業日以降の振込指定日を指定した場合は、振込指定日の前日23:59までは、契約者は端末機を用いて取消・変更を行うことができます。それ以降は前項の規定に従い組戻手続を行ってください。
- (9) 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定または、カードローン等規定(いわぎん<マイカード>・カード規定、いわぎんマイカード<ゴールド>カード規定、いわぎんスーパーマイカード・ローン規定を含む)にかかわらず、通帳・カードおよび払戻請求書または当座小切手の提出を不要とし、当行所定の方法により取扱いたします。

5. 照会サービス

- (1) 照会サービスとは、端末機を用いた契約者からの依頼に基づき、契約者が当行宛届け出した照会サービス利用口座について、残高、入出金明細等の口座情報を提供するサービスをいいます。
- (2) 照会サービスの依頼にあたっては、照会の種別、サービス指定口座等の所定事項を所定の手順に従って当行に送信してください。
- (3) 当行が契約者から照会サービスの依頼を受信し、前記3.(2)による本人確認手続の結果、契約者からの依頼と認められた場合は、当行は受信した依頼内容に基づく口座情報を、契約者が依頼に用いた端末機に返信いたします。
- (4) 契約者からの依頼に基づいて当行が返信した口座情報は、残高、入出金明細等を当行が証明するものではなく、返信後であっても当行が変更または取消等を行う可能性があります。当行はこのような変更または取消のために生じた損害については、責任を負いません。

6. 定期預金サービス

- (1) 定期預金サービスとは、端末機を用いた契約者からの依頼に基づき、当行が行う次のサービスとし、本サービスで取引された定期預金および積立定期預金は当行所定の種類に限ります。な

お、満20歳未満の契約者は総合口座の定期預金に関するサービス(以下①、②、③)はご利用できません。

- ① 契約者の指定する支払指定口座から指定する金額を引落し、その元利金の総合口座(普通預金)への入金予約を受付するサービス。
 - ② 契約者の指定する支払指定口座から指定する金額を引落し、その元利金の総合口座(普通預金)へ入金するサービス。
 - ③ 契約者の指定する総合口座の定期預金を満期日に支払い、その元利金の総合口座(普通預金)へ入金するサービス。
 - ④ 契約者の指定する支払指定口座から指定する金額を引落し、その元利金を指定する口座へ入金するサービス。
 - ⑤ 契約者の指定する積立定期預金口座から指定する預入明細を支払い、その元利金を指定する口座へ入金するサービス。
- (2) 当行は契約者の依頼に基づく前記6.(1)のサービスのうち、①は契約者が預入を指定した日に、それ以外は契約者が依頼した当日に処理を行います。なお、①の預入指定日は、契約者が依頼した日の翌営業日以降1ヵ月後までの間の日とします。
 - (3) 本サービスで預入した定期預金および積立定期預金の利率は、振替取引成立時点の当行ホームページに記載の利率を適用します。
 - (4) 本サービスで定期預金を解約する場合は、定期預金満期日の前営業日までに依頼してください。なお、当該定期預金の満期日前の支払いはできません。
 - (5) 解約に伴う利息計算書は発行しません。
- ### 7. 外貨預金サービス
- (1) 外貨預金サービスとは、端末機を用いた契約者からの依頼に基づき、当行所定の通貨及び外貨預金口座について以下のサービスを行うものをいいます。なお、本サービスでご利用できる預金口座は全て「ご本人口座」に限ります。また、原則満20歳未満の契約者は本サービスをご利用できません。
 - ① 外貨普通預金預入サービス
円貨普通預金口座から契約者の指定する金額を引落しの上、外貨普通預金口座へ入金いたします。
 - ② 外貨普通預金払出サービス
外貨普通預金口座から契約者の指定する金額を引落しの上、円貨普通預金口座へ入金いたします。
 - ③ 外貨定期預金預入サービス
円貨普通預金口座または外貨普通預金口座から契約者の指定する金額を引落しの上、外貨定期預金へ預入いたします。
 - ④ 外貨定期預金払出(満期日当日解約)サービス
外貨定期預金を満期日に解約し、円貨普通預金口座または外貨普通預金口座へ入金いたします。
 - ⑤ 外貨定期預金満期解約予約サービス
満期日前に外貨定期預金の解約予約を受付し、満期日に外貨定期預金を解約の上、円貨普通預金口座または外貨普通預金口座へ入金いたします。
 - (2) 外貨預金サービスの1回あたり・1日あたりの取引金額は、当行所定の金額の範囲内とします。
 - (3) 外貨預金サービスで適用する為替相場は、当該取引処理日の当行ホームページに記載の相場とします。
 - (4) 外貨定期預金預入サービスで外貨定期預金を作成する場合は、当該取引処理日の当行ホームページに記載の預金金利を適用します。
 - (5) 外貨定期預金払出(満期日当日解約)サービスで外貨定期預金を解約する場合は、満期日当日に依頼してください。なお、当該外貨定期預金の満期日前の解約はできません。
 - (6) 外貨定期預金満期解約予約サービスで外貨定期預金の満期解約予約をする場合は、満期日の1週間前から満期日前営業日までの間に依頼してください。なお、解約元金を円貨普通預金口座に入金する際に適用する為替相場は、満期日の当行ホームページに記載の相場とします。
 - (7) 外貨預金サービスで依頼した各取引については、当行が受付処理前である場合のみ取り消しを行うことができます。
- ### 8. 住所変更サービス
- (1) 住所変更サービスとは、端末機を用いた契約者からの依頼に基づき、契約者の当行への届出住所を変更することができるサービスをいいます。
 - (2) 住所変更サービスは、当行所定の方法により手続きをします。なお、当座預金、各種ローン、マル優、マル特、財形、投資信託、外貨預金等の取引を利用している場合は、住所変更サービスでは取扱できません。
 - (3) 住所変更サービスは、住所変更の受付から処理の完了まで、当行所定の日数がかかります。この間に生じた損害については、当行は責任を負いません。
- ### 9. 料金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」
- (1) 料金等払込みサービス「Pay-easy(ペイジー)」(以下「料金等払込み」といいます)は、当行所定の取納機関に対し、税金、手数料、料金等(以下「料金等」といいます)の払込みを行うため、契約者が契約者の端末機より当行の本サービスを利用して、払込み資金を契約者の支払指定口座から引き落とす(総合口座取引規定およびローンカード規定に基づき当座貸越により引き落とす場合を含みます。以下同じです。)ことにより、料金等の払込みを行う取扱を行います。
 - (2) 料金等払込みをするときは、当行が定める方法および操作手順に従ってください。
 - (3) 契約者の端末機において、取納機関から通知された取納機関番号、お客様番号(納付番号)、確認番号その他当行所定の事項を正確に記入して、取納機関に対する納付情報または請求情報の照会を当行に依頼してください。但し、契約者が取納機関のホームページ等において、納付情報または請求情報を確認したうえで料金等の支払方法として料金等払込みを選択した場合は、この限りではなく、当該請求情報または納付情報が本サービスに引き継がれます。
 - (4) 前項本文の照会または前項但書の引継ぎの結果として契約者の端末機の画面に表示される納付情報または請求情報を確認したうえで、当行所定の方法で料金等払込みの申込みを行ってください。
 - (5) 料金等払込みにかかる契約は、当行がコンピュータ・システムにより申込み内容を確認して払込資金を支払指定口座から引落した時に成立するものとします。
 - (6) 次の場合には料金等払込みを行うことができません。
 - ① 停電、故障等により取扱できない場合
 - ② 申込み内容に基づく払込金額が、手続時点において契約者の口座より払い戻すことのできる金額(当座貸越契約があるときは貸越可能残高を含みます。)を超える場合
 - ③ 契約者の口座が解約済みの場合
 - ④ 契約者の口座に関して支払停止の届出があり、それに基づき当行が所定の手続を行った場合
 - ⑤ 差押等やむを得ない事情があり当行が不適当と認めた場合
 - (7) 取納機関から納付情報または請求情報についての所定の確認ができない場合
 - (8) 当行所定の回数を超えてパスワードを誤って契約者の端末機に入力した場合
 - (9) その他当行が必要を認めた場合
- (7) 料金等払込みにかかるサービスの利用時間は、当行が定める利用時間内としますが、取納機関の利用時間の変動等により、当行の定める利用時間内でも利用できないことがあります。
- (8) 料金等払込みにかかる契約が成立した後は、料金等払込みの申込みを撤回することができません。
- (9) 当行は、料金等払込みにかかる領収書(領収証書)を発行いたしません。取納機関の納付情報または請求情報に関する内容、取納機関での取引手続の結果等その他取納等に関する照会については、取納機関に直接お問い合わせください。
- (10) 取納機関の連絡により、料金等払込みが取り消されることがあります。
- (11) 当行または取納機関所定の回数を超えて、所定の項目の入力を誤った場合は、料金等払込み

の利用が停止されることがあります。料金等払込みサービスの利用を再開するには、必要に応じて当行または収納機関所定の手続を行ってください。

10. 各種配信サービス

(1) サービスの内容

各種配信サービスとは、本サービスにおいて契約者があらかじめ指定したお取引を行った際、当行宛届出したメールアドレスへ電子メール配信を行うサービスです。

(2) メールアドレスの登録

契約者は、端末機より当行所定の方法によってメールアドレスの登録を行うこととします。

(3) メールアドレスの管理

①本サービスにおいて登録するメールアドレスは契約者の責任において管理するものとし、契約者以外の第三者が利用できるメールアドレスを登録したことから生じた損害については、当行は責任を負いません。

②メールアドレスの変更については契約者が管理を行うものとし、変更の必要が生じた場合は、ただちに契約者自ら変更の手続を行うものとします。

(4) メール配信取引の登録

本サービスにおいて電子メール配信の対象となるお取引は、端末機より当行所定の方法によって契約者自ら選択した取引に限ることとします。

(5) サービスの登録解除

本サービスは契約者において、契約者が操作する端末による所定の手続により終了するものとします。

(6) 利用上の制限事項等

①本サービスで利用する契約者のメールアドレスでの電子メールの受信にかかる通信等の費用は顧客が負担するものとします。

②契約者は本サービスによるメール配信を受けた場合、本サービスでの照会または通帳への記入等により正しい取引内容を確認するものとし、取引の内容に心当たりの無い場合等不正な取引が行われた恐れのある場合はすみやかに当行に届出するものとします。

③本サービスによって配信されたメールに関してのお問い合わせ等はお取引店にて行うものとし、配信されたメールへの返信は行わないものとします。

④本サービスの利用に際し当行が契約者に対し、契約者の個別の情報を電子メールその他でお問い合わせすることはありません。

11. 関連口座追加登録サービス

(1) サービスの内容

関連口座追加登録サービスとは、契約者名義で既に当行本支店に開設されている預金口座を、本サービスの画面操作によってインターネットバンキングのご利用口座として登録するサービスです。

(2) 登録対象口座

本サービスにおいて登録対象となる口座は、契約者本人名義の普通預金・貯蓄預金・総合口座定期預金・積立定期預金に限ることとします。追加登録口座のご住所・お名前等の届出内容が代表口座の届出内容と異なる場合、本サービス利用前に登録内容の変更手続きが必要です。

(3) 口座の追加登録

本サービスでは、契約者からの依頼があった時点で口座登録の手続が完了します。

(4) 利用上の制限事項等

本サービスでは、追加登録した口座を代表口座とすることはできません。

12. 関連口座削除サービス

(1) サービスの内容

関連口座削除サービスとは、本サービスのご利用口座として登録されている預金口座を、本サービスの画面操作によってご利用口座から削除するサービスです。

(2) 削除対象口座

本サービスにおいて削除対象となる口座は、契約者本人名義の普通預金・貯蓄預金・総合口座定期預金・積立定期預金に限ることとします。

(3) 口座の削除

本サービスでは、契約者からの依頼があった時点で受付確認の通知を行い、その後口座削除の手続が完了した時点で完了の通知を行うものとし、いずれの通知も電子メールによるものとします。

(4) 利用上の制限事項等

関連口座削除サービスは、受付から処理の完了まで当行所定の日数を要します。この間に生じた損害については、当行は責任を負いません。

13. パスワードの管理、セキュリティ等

(1)利用者 ID、利用者パスワード（以下「パスワード」という）は、契約者自身での責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないでください。当行職員も利用者 ID およびパスワードをお尋ねすることはありません。利用者 ID およびパスワードにつき偽造、変造、盗用または不正使用その他の恐れがある場合は、直ちに新しい利用者 ID およびパスワードに変更してください。なお、利用者 ID、パスワード等の変更前に生じた責任については当行は責任を負いません。

(2)契約者が利用者 ID もしくはパスワードを失念した場合には、直ちに当行所定の方法により新しい利用者 ID もしくはパスワードを当行宛届け出してください。

(3)パスワードについては、契約者のセキュリティ確保のため、当行所定の期間内に変更を行ってください。

14. 盗難 ID およびパスワードによる振込・振替等

(1)利用者 ID およびパスワード等の盗難により、他人に本サービスを不正使用され生じた預金の振込・振替等については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該振込・振替等にかかる損害（手数料及利息を含みます）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

①利用者 ID およびパスワード等の盗難等または不正な振込・振替等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること。
②当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること。
③当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難等にあったことが推測される事実を確認できるものを示すなど、当行の調査に協力していること。

(2)前項の請求がなされた場合、当該振込・振替等が契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを契約者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とし）前の日以降になされた振込・振替等にかかる損害（手数料及利息を含みます）の額に相当する金額（以下「補てん対象額」といいます）を補てんするものとします。ただし、当該振込・振替等が行われたことについて、当行が善意無過失であり、かつ、契約者に過失があることを当行が証明した場合には、当行は被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。

(3)前 2 項の規定は、第 1 項にかかる当行への通知が、盗難等が行われた日（当該盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる利用者 ID およびパスワード等を用いて行われた不正な振込・振替等が最初に行われた日）から、2 年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4)第 2 項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には、当行は補てん責任を負いません。

①当該振込・振替等が行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当する場合
a 当該振込・振替等が契約者の重大な過失により行われた場合
b 契約者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人（家事全般を行っている家政婦など）によって行われた場合
c 契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

②戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して利用者 ID およびパスワード等が盗難にあった場合

(5)当行が第 2 項に定める補てんを行う場合、不正な振込・振替等の支払原資となった預金（以下「対象預金」といいます）については、契約者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第 1 項にもとづく補てんに応じることはできません。また、契約者が、当該振込・振替等を行った者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。

(6)当行が第 2 項の規定にもとづく補てんを行った場合には、当該補てんを行った金額の限度において、対象預金にかかる権利は消滅します。

(7)当行が第 2 項の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された利用者 ID・パスワード等により不正な振込・振替等を行った者その他の第三者に対して契約者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

15. 届出の変更等

(1)届出の印章を失ったとき、または、印章、住所、その他の届出事項に変更がある場合には、契約者は、当行所定の方法により取引店宛直ちに届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)前記(1)に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの送信、通知または当行から送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。また、変更事項の届出がないために生じた損害については当行は責任を負いません。

(3)指定口座等届出事項内容に変更がある場合には、当行所定の書面によりお取引店に直にお届けください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4)利用者情報（利用者 ID、利用者パスワード、メールアドレス、振込・振替限度額）に変更がある場合は、端末機より任意に変更を行うことができます。この場合、当行が受信したパスワードと契約者があらかじめ当行に届け出ているパスワードが一致した場合には、当行は正当な契約者からの申し出と認め、利用者情報の変更を行います。

16. 免責事項

(1)当行の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延したり不能となった場合、あるいは当行が送信した口座情報に誤謬・脱漏等が生じた場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(2)公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報等が漏洩した場合、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(3)本サービスの提供にあたり、当行が前記 3. (2)による本人確認手続を行ったうえで送信者を契約者と認めて取扱いを行った場合は、端末機、パスワード等につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

(4)当行が書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、それらの書面につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

17. 電子メールの利用

契約者は、当行から契約者への通知・照会手段として、電子メールを利用することに同意するものとします。なお、電話回線の不通等によって通知・照会ができなくても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

18. 解約等

(1)本契約は当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができます。ただし、契約者からの通知は当行所定の書面によるものとします。

(2)当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が受領拒否等の事由により契約者に到着しなかったときは、通常到着すべき時に到着したものとみなします。

(3)振込・振替サービス支払口座、照会サービス利用口座が解約されたときは、その口座における本サービスの当該契約は解約されたものとします。

(4)代表口座が解約されたときは、本サービスは全て解約されたものとします。

(5)契約者が次の各号の事由が一つでも生じた場合において、当行はいつでも契約者に事前通知することなく、本サービスを解約することができるものとします。

①支払停止または破産もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
②手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
③住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。
④1 年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
⑤相続の開始があったとき。
⑥電子メールを利用する場合、電子メールが 3 ヶ月以上不着となった場合。
⑦契約者がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。

19. 規定の変更

(1)この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。

(2)前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期をインターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

(3)前 2 項による変更は、公表の際に定める 1 ヶ月以上前の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

20. 規定の準用

(1)この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、貯蓄預金規定、定期預金規定、当座勘定規定、マイカード規定、外貨普通預金規定、外貨定期預金規定、その他関連規定により取扱います。

(2)振込取引に関する振込通知の発信後の取扱いでこの規定に定めのない事項については、振込規定を準用いたします。

21. 契約期間

この契約の契約期間は、契約日から起算して 1 年間とし、契約者または当行から特に申し出のない限り、契約期間満了日の翌日から 1 年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

22. 準拠法・管轄

本契約の契約準拠法は日本法とします。本契約に関する訴訟については、盛岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2021 年 4 月 19 日現在)

いわぎんOT Pサービス規定

いわぎんOT P（ワンタイムパスワード）サービスの利用に際しては、いわぎんインターネットバンキングサービス規定に加えて、いわぎんOT Pサービス規定（本規定）を適用します。

1. サービスの内容

- (1) いわぎんOT Pサービス（以下「本サービス」という）とは、いわぎんインターネットバンキングサービスの利用に際し、パスワード生成用のアプリケーションソフトをダウンロードした携帯電話機（以下「パスワード生成用携帯電話機」といいます。）により生成され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます。）を、「利用者IDまたは代表口座番号」および「利用者パスワード」に加えて用いることにより、契約者本人の認証を行うサービスをいいます。
- (2) 本サービスの利用者は、本規定を承認し、当行所定の方法により申込みものとします。
- (3) パスワード生成用のアプリケーションソフトは、契約者が当行ホームページ（いわぎんインターネットバンキングサービス メニュー画面）から申請登録を行った後に、携帯電話機にダウンロードして入手するものとします。なお、本サービスを利用できる携帯電話機は当行所定の機種とします。
- (4) 当行は契約者の申請登録手続きに際し、パスワード生成に係るトークン（パスワード生成用携帯電話機に登録される認証の一種）を発行します。トークンの有効期限は当行が定める期限までとし、契約者はパスワード生成用携帯電話機から所定の操作をすることにより、有効期限を更新するものとします。
- (5) 契約者が当行に本サービスの利用開始の依頼を行う場合は、当行ホームページ（いわぎんインターネットバンキングサービス メニュー画面）から行うものとします。なお、本サービスの利用開始時期は、利用申込による当行の申込手続完了後の当行所定の時期とします。
- (6) 本サービスの利用開始後は、いわぎんインターネットバンキングサービスの利用に際し、当行はログイン時等において「利用者IDまたは代表口座番号」および「利用者パスワード」に加えて「ワンタイムパスワード」による認証を行います。その場合には、契約者は「利用者IDまたは代表口座番号」「利用者パスワード」および「ワンタイムパスワード」を当行所定の方法により正確に伝達するものとします。当行が確認し、認識した内容が、あらかじめ契約者が所定の方法により当行宛届出している「利用者IDまたは代表口座番号」「利用者パスワード」および当行が保有している「ワンタイムパスワード」と各々一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。
- (7) 機種変更等により、新しい携帯電話機をパスワード生成用携帯電話機として利用する場合には、契約者は当行所定の方法により改めて申込みを行うほか、前記1.(3)(4)(5)の利用開始手続を行うものとします。
- (8) 契約者は、パスワード生成用携帯電話機を失ったとき、パスワード生成用携帯電話機が偽造、変造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じたとき、または他人に使用されたことを認知したときは、直ちに当行所定の方法によって当行に届け出るものとします。この届出を受けたときは、当行は直ちに本サービスの利用の停止措置を講じます。

2. サービス利用料

本サービスの利用料は無料とします。

ただし、本サービスに関する携帯電話の通信料等については契約者が負担するものとします。

3. 免責事項等

- (1) ワンタイムパスワードおよびパスワード生成用携帯電話機は、契約者自身の責任において厳重に管理するものとし、第三者に開示しないものとします。ワンタイムパスワードおよびパスワード生成用携帯電話機の管理について、契約者の責めに帰すべき事由がなかったことを当行が確認できた場合を除き、契約者に損害が生じた場合については、当行はいっさいの責任を負いません。
- (2) ワンタイムパスワードおよびパスワード生成用携帯電話機につき偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合は、当行宛に直ちにワンタイムパスワードの利用中止の依頼をするものとします。ワンタイムパスワードおよびパスワード生成用携帯電話機につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、契約者に損害が生じた場合について当行に責めがある場合を除き、当行はいっさいの責任を負いません。
- (3) 当行が保有するワンタイムパスワードと異なるパスワードが当行所定の回数以上連続して伝達された場合は、当行は契約者に対する本サービスの利用を停止します。契約者が本サービスの利用の再開を依頼する場合には、当行所定の方法により当行宛に届け出るものとします。

4. サービスの解約等

- (1) 本サービスの契約は、当事者の一方の都合で、通知によりいつでも解約することができるものとします。この場合、本解約の効力は、本サービスに関するものに限り生じるものとします。なお、契約者からの解約の通知は当行所定の方法によるものとします。
- (2) いわぎんインターネットバンキングサービスの代表口座の解約があった場合には本サービスも解約されるものとします。
- (3) 契約者が当行との取引約定に違反した場合等、当行が本サービスの利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当行はいつでも、契約者に事前に通知することなく本サービスの利用を停止することができるものとします。なお、当該事由が消滅した場合は、当行は、本サービスの利用停止を解除できます。
- (4) 契約者に以下の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも、本契約を解約することができます。この場合、契約者への通知の到着のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を連絡先にあてて発信した時に本契約は解約されたものとします。
 - ① 住所変更の届出を怠る等により、当行において契約者の所在が不明となったとき
 - ② 支払の停止または破産、民事再生手続開始の申立て、または、今後制定される倒産手続等の開始の申立てがあったとき
 - ③ 相続の開始があったとき
 - ④ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき

5. 規定の準用

- (1) いわぎんOT Pサービスの利用において、本規定に定めのない事項については、いわぎんインターネットバンキングサービス規定により取扱うものとします。
- (2) 本規定と他の規定の定めが異なる場合は本規定が優先します。

6. 規定の変更

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1ヵ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

7. 準拠法および管轄裁判所

本契約の準拠法は日本法とします。本契約に基づく取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、盛岡地方裁判所を管轄裁判所とします。

以上

(2021年4月19日現在)

インターネット投資信託取引約款

第1条 (約款の趣旨)

この約款は、お客さまが、株式会社岩手銀行（以下「当行」といいます。）所定の方法によりパーソナルコンピューター、タブレット端末およびスマートフォン（以下「パソコン等」と総称します。）を使用して、「投資信託受益権振替決済口座管理規定」、「自動いざぐ（累積）投資約款」、「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」、「特定口座約款」その他の関連する約款及び規定（以下「投資信託関連約款等」と総称します。）ならびに「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」に基づき、インターネットを通じて次条に定めるサービス（以下「本サービス」といいます。）を利用される場合、当行とお客さまの間の取決めです。本約款に「投資信託関連約款等」または「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」と矛盾する内容を定めた場合には、本約款の定めが優先されます。

第2条 (本サービスの内容)

- お客さまは、インターネットを通じて以下のサービスを利用することができます。なお、第1号、第2号、第3号の申込みを「注文」と総称します。
- ① 投資信託の購入の申込み（金額指定による申込みに限ります。）
 - ② 投資信託の換金の申込み（解約請求による申込みに限ります。）
 - ③ 「自動いざぐ（累積）投資約款」及び「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」に基づく投資信託定時定額購入サービス（以下「定時定額購入サービス」といいます。）の新規申込・変更（第14条第2項に規定する「購入申込日」の変更を除きます。購入申込日の変更をご希望の場合は、「中止」のお申込みをいただき、改めて「新規申込」が必要です。）・中止の申込み
 - ④ 取引履歴等の照会
 - ⑤ 第9条に定める電子交付サービス
 - ⑥ 第23条に定める提供情報の利用

第3条 (法令等の遵守及び自己責任の原則)

- (1) お客さまは、本サービスの利用にあたっては、本約款及び「投資信託関連約款等」ならびに「いわぎんインターネットバンキングサービス規定」によるほか、法令諸規則を遵守するものとします。
- (2) お客さまは、本サービスを利用して投資信託を購入する場合は、当該投資信託に係る投資信託説明書（交付目論見書）及び目論見書補充書面その他重要事項等の内容を確認し、商品内容、リスク、費用その他投資判断に影響を及ぼす重要な事項等を十分理解したうえで、自らの判断と責任において投資信託の投資を行うものとします。

第4条 (本サービスの利用)

- (1) お客さまは、当行所定の方法により本サービス申込みし、当行が承諾した場合に本サービスを利用できます。なお、本サービスの利用に先立ち、当行窓口において、以下に掲げる申込みと併せて必要となる書面の受入れまたは差入れを行うものとします。すでに、申込みをしている場合はこの限りではありません。
 - ① 預金口座、投資信託受益権振替決済口座、特定口座の開設
 - ② 定時定額購入サービス
 - ③ いわぎんインターネットバンキングサービス（以下「ネットバンキングサービス」といいます。）
- (2) 本サービスの利用は、次の各号に掲げるすべての条件を満たしたお客さまとします。
 - ① 日本国内に居住する個人のお客さま
 - ② お客さま（口座名義人）ご本人の利用である場合
 - ③ 当行が、第8条で定める取引時確認方法により、お客さまご本人であると確認できた場合
 - ④ 第9条の規定による、「電子交付サービス」の承諾をいただいているお客さま
 - ⑤ 第18条の規定による、「電子メール利用」の承諾をいただいているお客さま
 - ⑥ 「パソコン等」のインターネット環境や「電子交付サービス」による書面閲覧のために必要なソフトウェア及びプリンターが整っていること
- (3) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として本サービスを利用いたしません。
 - ① 満20歳未満のお客さま
 - ② 非居住者のお客さま（居住者が非居住者となった場合も含みます。）
 - ③ 法人のお客さま
 - ④ その他当行が別途定めるお客さま
- (4) 本サービスは、原則として国内からの利用に限るものとし、海外からの利用については、各国の法令その他の事由により本サービスの一部または全部の利用ができない場合があります。

第5条 (取引の名義等)

- (1) 本サービスの利用にあたっては、お客さまが投資信託受益権振替決済口座の開設申込みの際に当行にお届けいただいた「住所」、「氏名」、「指定預金口座」及び「ネットバンキングサービス」申込みの際にお届けいただいた「お申込代表口座」、「ご利用口座」を使用するものとします。ただし、第21条第1項による変更後は、変更後の「住所」、「氏名」、「指定預金口座」、「お申込代表口座」、「ご利用口座」を使用するものとします。
- (2) 住所、氏名は、本人確認書類に記載のものと同じものを使用するものとします。
- (3) 当行はあらかじめお客さまからお届けいただいた、投資信託受益権振替決済口座の「指定預金口座」以外への振込みは行わないものとします。
- (4) 第1項の規定により、本サービスのご利用のためにお届けいただく預金口座は、当行窓口で開設された普通預金口座（総合口座含む。）とさせていただきます。お客さまが、当行に普通預金口座（総合口座含む。）を開設されていない場合は、当行窓口で預金口座を開設のうえ、当行所定の手続きによりお客さまが当行に届出した預金口座を「指定預金口座」、「お申込代表口座」、「ご利用口座」とします。

第6条 (投資信託振替決済制度のご利用)

お客さまが保有する投資信託の受益権は、「社債、株式等の振替に関する法律」に基づき投資信託受益権振替決済口座に記載または記録します。

第7条 (ログインID、パスワード等)

- (1) 本サービスの利用には、次の各号において定める「利用者ID」、「利用者パスワード」、「確認パスワード」(以下、「パスワード等」と総称します。)が必要です。
 - ① 「パスワード等」は、「ネットバンキングサービス」利用時の「パスワード等」と同じとします。
 - ② お客さまは、「パスワード等」の登録にあたっては、当行所定の文字数以上を指定するとともに、生年月日や電話番号など、第三者から推測可能な指定は避けるものとします。
- (2) 「パスワード等」は、第三者に知られないように、お客さまが厳重に管理するとともに、第三者に開示、譲渡、貸与しないものとします。
- (3) お客さまは、「パスワード等」の偽造、変造、盗用または不正使用その他のおそれがある場合には、直ちに新しい「パスワード等」に変更するものとします。
- (4) お客さまは、取引の安全性を確保するため、「パスワード等」を当行所定の方法により適宜変更するものとします。
- (5) お客さまが、当行が定める回数以上、連続して「パスワード等」の入力間違いをした場合、一定時間、本サービスの利用ができなくなります(この状態を「ロックアウト」といいます。)。ただし、ロックアウト時点までに、当行が受付けた注文は有効に存続するものとします。なお、「ロックアウト」が発生した場合、「パスワード等」の再設定を行う必要があります。再設定を行う場合は、当行所定の手続きを行うものとします。
- (6) お客さまが「パスワード等」を忘れた場合など、お客さまが「パスワード等」の再設定を行う場合には、当行所定の手続きを行うものとします。
- (7) お客さまの「パスワード等」が第三者に知られた場合、またはそのおそれがある場合（「パスワード等」を記載した書面もしくは「パソコン等」の紛失、盗難、遺失等を含みます。）には、速やかに当行所定の連絡先にお届けください。届出の受け付けにより、当行は本サービスの

の利用を停止します。なお、本サービスの利用を再開するには、当行所定の手続きを行うものとします。

第8条 (取引時確認等)

- (1) 本サービスにおいて、当行は、当行に登録されているお客さまの「パスワード等」と、お客さまが本サービスの利用にあたって「パソコン等」に入力された「パスワード等」との一致を確認する方法、その他当行が定める方法により、お客さまご本人であること等の確認(以下「取引時確認」といいます。)を行います。
- (2) 取引時確認に必要な「パスワード等」の確認項目及び取引時確認方法の技術的要件等は当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、変更することができるとします。
- (3) 当行が、前二項の規定に従って、お客さまの取引時確認ができた場合、当該入力をされたお客さまを口座名義人とみなして、本サービスの取扱いを行うものとし、その後実施された注文が、「パスワード等」の不正使用によるものであっても、当行は当該注文をお客さまの意思に基づく有効なものとして取扱います。

第9条 (電子交付の承諾)

- (1) お客さまは、「電子交付サービス規定」に定めるところにより、当行から電子交付（紙媒体の交付に代えてインターネットを通じて電磁的方法により交付すること。）を受けること（以下「電子交付サービス」といいます。）を承諾するものとします。
- (2) お客さまは、前項の承諾により、当行窓口で投資信託の対面取引を行った場合であっても当行が定める所定の書面の交付については、電子交付サービスを利用するものとします。

第10条 (利用時間)

- (1) お客さまが、本サービスを利用できる時間は、当行所定の時間内といたします。ただし、当行はこの取扱時間をお客さまに事前の通知をすることなく変更することがあります。
- (2) 前項にかかわらず、システム等の障害、補修等によって、当行は予告なく本サービスの一部または全部の提供を一時停止もしくは中止することがあります。

第11条 (本サービスの利用可能銘柄)

本サービスで、お客さまが注文及び取引履歴の照会等ができる銘柄は、当行が定める銘柄とします。

第12条 (注文の受付等)

- (1) 当行は、第8条に規定する取引時確認後、お客さまが、注文内容を入力され、その内容に間違いがないことを確認後、その注文を当行に送信され、その注文内容（銘柄、売り買いの別、数量（金額）、口座区分等その他必要となる事項）の確認及び以下の事項について当行が確認した時点で当該注文の受け付けとさせていただきます。定時定額購入サービスの注文受け付けに関しては、第14条第1項から第3項までの定めに従います。
 - ① 購入の場合は、購入代金の引落し。ただし、総合口座または当座預金口座を購入代金の引落し預金口座としている場合は、貸越可能残高引落しは行いません（当座貸越を利用しての購入はできません。)
 - ② 換金の場合は、お客さまの保有分として当行の投資信託受益権振替決済口座に記載または記録されている数量の範囲内であること。
- (2) お客さまから同一日に複数の購入に係る注文があり（本サービスに係る注文に限らず）、また、定時定額購入サービスに基づく購入で、第14条第2項に規定する「購入申込日」となる注文を含みます。)、その総額が引落しを指定した預金口座の預金残高を超える場合には、そのいずれの注文を執行するかは当行の任意とします。
- (3) 投資信託の換金に係る注文について、クロズド期間中のもの等については、注文の受け付けができない場合があります。
- (4) 交付目論見書等でスイッチング（同一銘柄に係る他コースへの変更）が可能であってもスイッチングの受け付けはできません。
- (5) 第1項の規定により当行が注文を受付けた場合、本サービスの「注文完了画面」、「申込完了画面」等、手続きの完了画面を表示します。
- (6) 当行は、本サービスを利用して注文を受付けるにあたって、「指定預金口座」、「お申込代表口座」、「ご利用口座」に係る各種規定や「投資信託関連約款等」にかかわらず、「通帳」、「払戻請求書」、「投資信託募集・購入申込書」、「投資信託定時定額購入サービス申込書（新規申込・変更・中止）」、「投資信託解約・買取依頼書」等のお客さまからの提出を不要とします。ただし、お客さまが当行窓口で投資信託の対面取引を行う場合は、この限りではありません。
- (7) 本サービスでは、少額貯蓄非課税制度（マル優）の対応、少額投資非課税制度（NISA）に関する申請及び口座開設の対応ならびに指定預金口座、印鑑、氏名、住所の変更手続対応等はありません。当該対応または変更手続等が必要な場合には、お客さまは当行窓口等で所定の手続きを行うものとします。
- (8) 当行は、お客さまの注文の内容が、次の各号のいずれかに該当する場合、原則として当該注文は受け付けません。
 - ① お客さまの注文が、法令諸規則及び本約款ならびに「投資信託関連約款等」に定める事項のいずれかに反している場合
 - ② 購入に係る注文において、あらかじめお客さまから届けていただいた事項に基づき、当該注文を受付けるべきではないと当行が判断した場合
 - ③ その他、法令諸規則や取引の健全性に照らし、注文を受付けることが適当でないと当行が判断した場合

第13条 (注文の限度)

- (1) お客さまが、本サービスを利用してできる購入（定時定額購入サービスによる1回ごとの購入を除く。）に係る注文の数量（金額）の限度は、1投資信託1処理あたり1億円以下（手数料（税金）を含みます。）の金額とします。
- (2) お客さまが、本サービスを利用してできる換金に係る注文の数量または金額の限度は、お客さまの保有分として当行の投資信託受益権振替決済口座に記載または記録されている数量（お客さまが本サービス以外で換金に係る注文を出されている場合は、その数量または金額を除きます。）の範囲内とします。
- (3) 前二項の規定にかかわらず、当行はお客さまに事前に通知することなく、注文の数量または金額の限度額等を変更することがあります。その場合、お客さまは、その限度額等を了承したものとします。

第14条 (注文の有効期限)

- (1) お客さまが、本サービスを利用して、第12条第1項の規定に基づき、注文を発注した場合、銀行営業日（銀行法第15条に定める休日以外の日。以下同様。）の14時前（14時を超過しない。）までに当行が受付けたものは当日を注文執行日（以下「処理日」といいます。）とし、14時以降に受付けたものは翌営業日を処理日とします。
- (2) 定時定額購入サービスに基づく購入開始日は、新規申込日（前項の処理日を基準とします。）が、「投資信託定時定額購入サービス取扱規定」で定める、お客さまが指定された毎月の購入申込日（以下「購入申込日」といいます。）の4営業日前（購入申込日を含みません。）までの場合には当該申込日以降最初に到来する購入申込日の属する月から、当該翌営業日以降の場合にはその翌月からとなります。
- (3) 定時定額購入サービスの中止・変更適用年月は、定時定額購入サービスの中止・変更申込日（第1項の処理日を基準とします。）以降最初に到来する毎月の購入申込日の4営業日前（購入申込日を含みません。）までの場合にはその属する年月から、当該翌営業日以降の場合にはその翌月からとなります。
- (4) その他、単位型投資信託の募集の申込み及び追加型投資信託（限定追加型を含みます。）の当初募集の申込み（以下「募集」と総称します。）については、別途定める当行所定の方法によります。

第15条 (注文の取消・変更)

- (1) お客さまが、本サービスを利用して行われた注文の取消しに係る時限は、以下のとおりです。
 - ① 購入注文の取消しは、当日が処理日となる場合において当日の9時前（午前9時を超過しない。）までです。当日の9時以降は、購入注文の取消しはできませんので購入注文の発注に際しては十分にご留意ください。
 - ② 換金注文・定時定額購入サービス関係注文（新規申込・変更・中止）の取消しは、当

日が処理日となる場合において当日の14時前(14時を超過しない。)までです。

③ 募集に係る取消しについては、別途定める当行所定の方法によります。

(2) お客さまが、本サービスを利用して行われた注文の変更は、定時定額購入サービスに係る変更に限りができます。購入または換金に係る注文の変更(数量または金額の増減等)はできません。この場合、前項に定める取消しのできる時限までに購入または換金に係る注文を取消しただけで、第12条第1項の定めに従って改めて注文を発注することとします。

第16条(注文・約定の照会)

お客さまが、本サービスを利用して行われた注文及び約定の内容は、本サービスにより、照会することがあります。

第17条(注文内容の疑義)

本サービスの利用に係る注文内容について、お客さまと当行の間で疑義が生じた場合には、お客さまが本サービスを利用された時のデータの記録内容をもって処理させていただきます。

第18条(電子メール利用の承諾)

お客さまは、当行が、お客さまへの通知または照会手段として、電子メールを利用することに承諾するものとし、お客さまはご自身のメールアドレスを当行所定の方法で登録するものとします。また、メールアドレスに変更があった場合、お客さまは、直ちに当行所定の方法で変更登録をするものとします。

第19条(サービスの変更等)

当行はお客さまに事前の通知をすることなく、提供するサービス内容(使用ソフトのバージョン等を含む。)を変更、中止または廃止することがあります。

第20条(契約期間)

本サービスの契約期間は、第22条、第23条第2項、第24条の定めにより、解約または利用が停止されない限り、契約日から最初に到来する12月末日までとします。なお、お客さままたは当行から特に申し出のない限り、契約期間満了の翌日から1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

第21条(届出事項の変更)

- (1) お届出の印鑑を失ったとき、または印鑑、氏名、住所、指定預金口座その他の届出事項に変更があったときは、「投資信託関連約款等」の規定に従って、お客さまは、直ちに当行所定の手続きを行うものとします。
- (2) 前項によりお届出があった場合、当行は運転免許証、印鑑証明書、戸籍抄本、住民票、その他必要と思われる書類等をご提出いただくことがあります。また、所定の手続きを完了した後でなければ本サービスの利用はできません。
- (3) 第1項による変更後は、変更後の印鑑または氏名、住所、指定預金口座等をもってお届出の印鑑または氏名、住所、指定預金口座等とします。

第22条(解約等)

- (1) 次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、当行は、事前の通知や催告等を行うことなく、いつでも本サービスを解約または解除することができるものとします。
 - ① お客さまが、投資信託受益権振替決済口座を解約された場合
 - ② お客さまから当行所定の手続きにより、本サービス解約のお申し出があった場合
 - ③ 相続の開始があった場合
 - ④ お客さまが、本邦の居住者でなくなった場合、または住所変更の届出を怠るなどにより、当行においてお客さまの所在が明らかでなくなった場合
 - ⑤ お客さまが、第4条第3項に該当する旨、届出があった場合
 - ⑥ お客さまが、法令諸規則または本約款、「投資信託関連約款等」に違反した場合
 - ⑦ お客さまが、投資信託受益権振替決済口座の開設申込み時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当行が本サービスの解約を申し出た場合
 - ⑧ その他やむを得ない事由により、当行が本サービスの解約を申し出た場合
- (2) 前項(前項第2号、第4号、第6号、第7号の規定による解約を除きます。)の規定に基づき本サービスの利用が解約された場合、法令諸規則等及び当行所定の手続きに従って、お客さまの投資信託受益権振替決済口座についても廃止できるものとします。その場合の手続きは「投資信託受益権振替決済口座管理規定」によるものとします。

第23条(情報利用の制限)

- (1) お客さまは、本サービスの利用により、当行から提供を受ける情報(以下「提供情報」といいます。)を、お客さま自身が行う投資判断の情報としてのみ使用するものとし、次の各号に規定する行為は行わないものとします。
 - ① お客さま自身もしくは第三者のために、提供情報を営利目的で利用する行為
 - ② 当行及び当行以外の情報提供者から事前に文書による承諾を得ることなく、提供情報を加工または再利用等する行為
 - ③ お客さまの「口座番号」「パスワード等」を第三者に開示し、またその利用に供する行為
 - ④ 提供情報を第三者に漏洩、または第三者と共同利用する行為
- (2) 前項各号に該当する行為があったものと、当行または本サービスにおける情報提供者が判断した場合は、当行は情報提供を中止、制限ないしは変更することがあります。

第24条(本サービスの休止)

当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、本サービスを休止する場合があります。この休止の時期等については当行のホームページ等により知らせるものとします。

第25条(本サービス利用の禁止)

当行は、お客さまが本サービスを利用いただくことが不相当と判断した場合には、本サービスの利用をお断りすることがあります。

第26条(当行システムの障害)

当行のシステムの不具合に起因して、お客さまがインターネットを通じ、本サービスを利用できない状況を「当行システム障害」といいます。お客さまの「パソコン等」や通信回線の不具合等が原因の場合は、「当行システム障害」に該当しません。

第27条(免責事項)

当行は、次の各号に掲げる事項により生ずるお客さまの損害及び損失(機会損失を含みます。)については、当行が免責されることに異議なく承知していただきます。なお、当行が免責されない場合においても事由の如何にかかわらず、当行がお客さまに賠償すべき損失は、お客さまに発生した直接の損害及び損失に限り、得べかりし利益(逸失利益を含みます。)その他お客さまに発生した間接的な損害及び損失については、当行は一切その責を負わないことに異議なく承知していただきます。

- ① お客さまの「パスワード等」の漏洩または不正使用。ただし、当該漏洩または不正使用が当行の重大な過失による場合は、この限りではありません。
- ② 第7条第5項の規定による本サービスの利用の不能、同条第6項に規定される「利用者パスワード」の失念、同条第7項に規定される届出の受け取りの取引
- ③ お客さま自身で入力したか否かにかかわらず、第8条の規定により注文時確認された後に出された注文
- ④ 第10条第2項に規定される本サービスの一時停止または中止
- ⑤ 第15条の規定により注文の取消し時限までに取消しできなかった場合
- ⑥ 第18条の規定により登録されたお客さまのメールアドレスの間違いに伴うメールの不着、または電話回線の不通等による通知、照会の不能
- ⑦ 第19条に規定されるサービス内容の変更、中止または廃止
- ⑧ 第21条に規定される届出前に出された注文
- ⑨ 第23条第2項に規定される本サービスの提供の中止、制限ないしは変更
- ⑩ 第25条に規定される本サービスの利用の禁止
- ⑪ 第26条に規定される「当行システム障害」を除き、当行の故意または重過失によらない本サービスに係る一連のシステム等の障害により、当行が提供する本サービスが正常に機能しなかったことにより生じたお客さまの損害及び損失
- ⑫ 通信回線、通信機器、アクセスプロバイダー、閲覧ソフト、コンピューター・システム及び機器等の障害等による、情報伝達の遅延、不能、誤作動、未執行など。なお、

当行または当行以外の投資信託の販売に係る会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信機器、通信回線及びコンピュータ等の障害ならびに電話の不通等の通信手段の障害等により、取扱いが遅延したり不能となったために生じた損害についても、同様とします。

- ⑬ 本サービスで受ける情報の遅延、中断、停滞、誤謬、脱落及び欠陥
- ⑭ 天災地変、政変、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖、市場環境、その他不可抗力と認められる事由により、注文の執行、金銭の授受などの本サービスによる取引が遅延し、または不能となった場合
- ⑮ 投資信託委託会社に対する登録の取消し、その他の行政処分、手形交換所の取引停止処分、または支払いの停止もしくは破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始等の法的倒産手続開始の申立てがあったことにより、取引が遅延または不能となった場合
- ⑯ 電話回線、専用電話回線などの盗聴やスパイウェア等によりお客さまの認証番号等が漏洩した場合。なお、当行または当行以外の投資信託の販売に係る会社等の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、公衆電話回線、専用電話回線、インターネット等の通信経路において、盗聴等がなされたことにより契約者のパスワード、取引情報が漏洩したために生じた損害についても、同様とします。
- ⑰ お客さまのパソコン等におけるコンピューターウイルスなどによる障害の発生
- ⑱ 本サービスのご利用に関し、お客さまによる本サービスの内容またはそのご利用方法について誤解または理解不足によるもの

第28条(合意管轄)

本サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、当行本店の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とします。

第29条(約款の変更)

- (1) 本約款は、法令諸規則の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。
- (2) 前項によるこの約款の変更は、変更を行う旨および変更後の約款の内容並びにその効力発生時期をインターネット又その他相当の方法で公表することにより、周知します。
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める1カ月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上
2021年4月19日
株式会社 岩手銀行

電子交付サービス規定

第1条(規定の趣旨)

この規定は、株式会社岩手銀行(以下「当行」といいます。)が、法令等によりお客さまへの交付が義務付けられている書面等を紙媒体での交付に代えて電磁的方法により交付する場合の取扱いについて定めるものです。

第2条(電子交付の方法)

- (1) 当行が行う電子交付サービスは、当行ホームページでパスワード等による認証が必要とされるお客さま専用の利用画面に対象となる書面等の記載事項をPDFファイルで記録しお客さまの閲覧に供する方法とします。なお、書面等が記録された場合は、その都度、お客さま専用の利用画面に通知します。
- (2) 電子交付サービスを利用するためには、お客さまが使用するパーソナルコンピューター、タブレット端末およびスマートフォンにおいてPDFファイル閲覧用ソフトウェアおよびPDFファイルを印刷できる環境が必要となります。その他必要に応じ当行所定の動作環境等を備えていただくものとします。
- (3) 電子交付サービスで交付する書面等は、金融商品取引法その他関係法令により規定される書面および当行が交付する他の通知書類のうち、当行がホームページ等に掲げる書面等とします。
- (4) 当行は、前項に定める書面等を任意に追加または削除できるものとし、その場合は、事前に当行ホームページ等で公表します。
- (5) 第3項に定める書面等について、以下の場合を除き、金融商品取引法その他関係法令により規定されている書面等については、閲覧可能となった日から5年間閲覧することができるものとし、当行が交付するその他書面等については、当行が定めた所定の期間において閲覧できるものとします。

- ① 当行が当該書面等を電子交付に代えて、紙媒体により交付した場合
- ② 当行がお客さまの承諾を得たうえで、他の電磁的方法等(電子メールを利用する方法、当行ホームページからダウンロードする方法、その他の方法)により交付した場合

第3条(電子交付の承諾および申込み)

- (1) お客さまが電子交付サービスの利用を希望される場合は、本規定を承諾の上、当行所定の書面の提出により電子交付サービスを申込みするものとします。なお、電子交付の申込みは第2条第3項に掲げる対象書面等について包括して行うものとし、個別書面ごとの電子交付の申込みはできません。
- (2) 電子交付する書面等について、お客さまの請求により電磁的方法によらず紙媒体等で交付する場合には、当行所定の手数料がかかる場合があります。

第4条(当行都合による電子交付の停止)

- (1) 当行は、前条の規定にかかわらず、当行都合により電子交付によらず、紙媒体による書面交付をさせていただく場合があります。
- (2) 当行はお客さまへの通知をすることなく、いつでも電子交付の停止または内容の変更を行うことができるものとします。なお、法令諸規則の変更、監督官庁の指示その他必要な事態が発生した場合には、当行は一旦電子交付を停止し、紙媒体による書面交付ができるものとします。
- (3) 当行は、システムメンテナンス等のために、電子交付サービスの一部または全部を停止することがあります。

第5条(免責事項)

当行は、次の各号に掲げる損害については、その責を負いません。また電子交付に関連して、当行は、逸失利益、拡大損害、間接損害その他特別事情に基づく損害についても、一切責任を負いません。

- ① 電信又は郵便の誤謬、遅滞等当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害
- ② 通信回線、通信機器及びコンピューター・システム機器の障害による、情報伝達の遅延、不能、誤作動により生じた損害

第6条(電子交付サービスの解約等)

- 当行は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第2条第3項に定める書面等を紙媒体に切り替えて交付します。
- ① お客さまが電子交付サービスを解約した場合(いわずにインターネットバンキングサービス等の関連するサービスを解約した場合を含む。)
 - ② 当行が電子交付サービスの利用を停止することが適当であると判断した場合
 - ③ 当行が電子交付サービスの提供を終了した場合

以上
2021年4月19日
株式会社 岩手銀行